

研究機関の研究費不正防止に向けた特徴ある取組例（令和4年度）

※各機関の取組例は、その機関の規模や特性などによって異なるため、全ての機関の参考・適用できるものではありません。あくまでも参考としてご覧いただくことを目的に掲載しています。

1. ガバナンス強化

- ・ 最高管理責任者の不正根絶に向けた決意表明及び役員会等での審議の状況
 - ・ 監事に求められる役割の実施状況
 - ・ 効果的な内部統制運用のため不正防止のPDCAサイクルを徹底
-
- 財務担当理事、研究担当理事等を構成員とする公的研究費等不正使用防止計画推進室（防止計画推進部署）で、ガイドラインに関して審議を実施（鳥取大学）
 - 監査室と企業出身の監事による強靱なガバナンスを前提とした監査体制の更なる強化を推進（熊本大学）
 - 多様な背景を持った研究者（教員の約4割が外国人）の理解を得ながら不正防止対策を推進（会津大学）
 - 公的研究費等不正防止計画推進センター（防止計画推進部署）に従来オブザーバー参加であった監査室長を新たにメンバーに加え、不正防止計画の策定時に監査室の中立的な意見を反映できる体制を構築（静岡県立大学）
 - 研究者が安心して研究を推進できるように、事務局・教育研究支援事務室に研究経験がある者を複数名配置し、公的研究費の申請から執行管理に至るまでワンストップで相談できる体制を構築（津田塾大学）
 - 最高管理責任者が、分野特有のリスクを前提としたリスクアプローチを実施（日本歯科大学）
 - 不正防止計画の策定にあたっては、内部監査結果、研究費執行担当者及び監事の意見を踏まえ、不正発生要因を抽出し審議を実施（関西大学）
 - 監事と内部監査の連携として、月2回開催の監事会等で意見交換を実施、更に、監査法人を加えた年数回の定期的な意見交換を実施（関西大学）
 - 高専機構の理事長が「最高管理責任者」、各高専の校長は「コンプライアンス推進責任者」、学科長等は「コンプライアンス推進副責任者」と位置づけ、責任体制を明確化、また、高専機構本部に不正防止計画推進室（防止計画推進部署）を設置し、策定した不正防止計画により、各高専で不正防止を推進（仙台高等専門学校）

2. 意識改革

- ・ 統括管理責任者が行う対策として、不正を防止する組織風土を形成するための総合的な取組のプロデュースを要件化
- ・ 不正防止に向けた啓発活動

- コンプライアンス研修のeラーニング教材は、大学のルールに則した独自のテキストを使用、毎年度見直しを行い、ポイントを絞るなど工夫して作成（鳥取大学）
- 理解度テスト後のアンケートを通じて構成員の意識調査を行い、コンプライアンス研修の改善点を把握（鳥取大学）
- 啓発ポスターを作成し、教職員・学生の目につきやすい場所や学生支援システムに掲示（鳥取大学）
- 学部や研究分野を超えた横断的研究を行う「研究クラスター」に多くの研究者が参画することで、開かれた研究環境が構築され、研究費不正が起こりにくい風土を醸成（徳島大学）
- eラーニングの受講状況を本部で集中把握・管理し、未受講の場合は部局を通して連絡、更に必要に応じて本部から電話連絡を行うなどきめ細かな対応を実施（徳島大学）
- 大学独自の「公的研究推進ハンドブック」を作成（熊本大学）
- 学生が巻き込まれる事例（還流行為、架空請求、カラ謝金）をわかりやすく説明した啓発ポスターを作成（熊本大学）
- 不正防止計画に基づく意識調査を例年実施し、理解度や意識の割合の変化を踏まえて、次年度以降の対策を検討（熊本大学）
- 学内の啓発活動として、「内部監査における指摘事項事例集」を作成し、全職員約5,500人にメール配信（熊本大学）
- コンプライアンス教育は日本語と英語で行い、関係資料はすべて英語版も作成（会津大学）
- 研究費で雇用する者は、事務部門が直接面談、ルールの周知を行い、カラ雇用を起こさない体制を構築（静岡県立大学）
- 大学独自の「科学研究費助成事業取扱手引き」の冒頭に最高管理責任者による不正根絶に向けた宣言、直近の研究費不正事例の紹介、不正防止計画を含めた基本ルール等を掲載し啓発活動を推進（國學院大學）
- 全学生に向けて配布する「学生生活ハンドブック」でルールを周知するとともに、図書館のガイドブックにおける説明とホームページにおいても「研究倫理」のパンフレットを掲載、また、大学院生向けに、年度当初に大学院委員長による「研究倫理に関する説明会」を独自教材により実施（國學院大學）
- 研究補助員には、雇用契約前に、事務担当職員が個別に面接し、研究費不正、研究活動の不正行為、通報・相談窓口について説明し、理解した項目を任用確認書でチェックする体制を整備（國學院大學）
- 研究補助に係る学生アルバイト、非常勤雇用者の採用に際して、事務部門が面接に立ち会い、コンプライアンス研修およびルールの周知を実施（駒澤大学）
- 業者選定と理由書の妥当性を確認するため、必要に応じ最高管理責任者自ら業者と面談を実施すること等により、業者との適切な取引を推進（日本歯科大学）
- 3か月に1度、他大学の不正事例や学内のルール等を含む関連情報を全ての教職員に発信し、啓発活動を推進（日本歯科大学）

2. 意識改革

- ・ 統括管理責任者が行う対策として、不正を防止する組織風土を形成するための総合的な取組のプロデュースを要件化
- ・ 不正防止に向けた啓発活動

- コンプライアンス教育は、公的研究費の応募者・受給者を対象に、対面講義形式で実施（大同大学）
- コンプライアンス教育における講義資料を大学独自に作成（大同大学）
- コンプライアンス教育の講義終了後、アンケート方式により理解度を確認（大同大学）
- 学生に対して、「公的研究費等によるアルバイトに係る留意事項」、「告発の窓口」の案内、「不正防止に関するリーフレット」を手渡し、口頭説明を実施。毎年度、就業前に必ず本人が提出する「アルバイト届」には、研究者が勤務内容を具体的に記入するとともに、学生本人に説明した旨の確認欄、学生本人も説明を理解したことの確認欄を設定（関西大学）
- 他大学との研究費に関する情報交換を行い、各機関での啓発活動の事例、構成員への周知方法等について意見交換を行い、その情報を踏まえ、リーフレット等を作成し研究者への配付、HP掲載、学内掲示を実施（関西大学）
- 学長が全教員に対して直接（会議室もしくはオンライン）メッセージを伝えることで理解度に差が出ないように配慮（長崎総合科学大学）
- 平成20年8月に産官学連携センター（令和3年4月よりオープンイノベーションセンター）を設置し、研究支援部門として競争的研究費の契約・管理をはじめ外部資金の体制整備と運用を所管するとともに、防止計画推進部署としても位置づけ、研究者がワンストップで相談できる体制を整備（長崎総合科学大学）
- 令和3年度は12月に啓発強化月間を設け、ポスター掲示や教授会での啓発に加え、事務職員研修を全員に実施（長崎総合科学大学）
- コンプライアンス教育は、新任教職員向け説明会及び事務職員研修時に実施、全教員に年1回教員会議において不正使用防止について説明し、又、年1回、全教職員にセルフチェックシートの提出を求め、理解度を把握（仙台高等専門学校）

3. 不正防止システムの強化

- ・内部監査の実施にあたり専門的な知識を有する者の参画の要件化
- ・監事・会計監査法人・内部監査部門の連携を強化し、不正防止システムのチェック機能を強化
- ・研究者を支払いに関与させない支出方法の導入等

- 不正防止計画の実施状況を、令和3年度監事監査計画の監査重点項目として設定、監事が、各部局・キャンパスに直接出向いて、各部長（コンプライアンス推進責任者）との面談を実施し、令和3年度監事監査報告として役員会に報告（鳥取大学）
- 法人クレジットカード（ETC含む）の導入、旅費の業務委託を通じて、出張者が支払いに関与する必要のない環境の構築を推進（鳥取大学）
- 通報窓口のWEBサイトに「通報シート」の様式を掲載し、適切な通報ができるように配慮（鳥取大学）
- 令和3年度監事監査計画において、新たに設定した重点監査項目として、「公的研究費等の不正防止体制の整備・運用状況の検証」として、内部監査部門との連携強化による監事の部局往査時随行や実地監査を新たに導入（徳島大学）
- コーポレートカードは競争的研究費を獲得している全ての研究者が配付の対象となっており、毎年1,000件以上の利用実績（徳島大学）
- 納品物は、設置する場合を除き、事務局において検収を行ったうえで、研究者が引き取りに来る体制を整備（会津大学）
- 令和元年度よりコーポレートカード（法人クレジットカード）、出張手配システムを導入しているほか、物品調達システムを導入し、研究者が直接支払いに関与しないシステムを構築、併せて、研究者と事務職員の効率化も実現（國學院大學）
- 学術研究推進部長（コンプライアンス推進責任者）の下、研究費執行に係るマニュアルの一本化など、研究者の負担軽減につながる制度改善を積極的に推進（駒澤大学）
- 監事意見「立替払いを減らす」を踏まえ、WEB調達システムの導入、予算残額の把握による早期執行の促進（駒澤大学）
- ガイドライン改正を踏まえ、新たに、不定期に無作為による物品監査を実施することとし、更なる不正防止・意識啓発を促進（日本歯科大学）
- 他大学の研究費不正の状況を踏まえ、出張旅費の二重払いを防止するため、出張原議書の書式に先方負担のチェック欄を新設（津田塾大学）
- 公的研究費等に関係する職員の専門知識習得のため、公認会計士による学校法人会計に関する講義、及び公認会計士・内部監査室・経理課による合同の打ち合わせを実施（津田塾大学）
- 公的研究費不正防止計画推進チーム（防止計画推進部署）の活動により研究費不正に関する啓発活動等を着実に推進（大同大学）
- 経理担当者が都度、研究者の発注を慎重に確認し、誤った発注が発生しないように、単価10万円以上の物品（固定資産）については発注・支払ともに研究者が関与しないようにルール化、また、総計20万円未満の消耗品は教員立替を認めているが、今後は大学一括で支払うことのできる発注システムの導入を検討（大同大学）
- 「高専相互会計内部監査」の実施により、他校からの監査を受けるとともに、他校の監査を実施することで内部監査体制の充実・強化を推進、また、仙台高専内のキャンパス間で相互監査も実施（仙台高等専門学校）
- 発注は、全て事務職員が実施（高専全体としての対応）、物品の納品確認は、全て会計担当職員による実査（仙台高等専門学校）